

改正概要説明書

国名：アメリカ合衆国

法令名：特許法

改正情報：2015年10月施行

改正概要：

今回の改正は、2015年5月13日に加入した「ハーグ協定ジュネーブ改正協定」の施行に伴う改正である。

1. 発明の特許性について

- ・合衆国発明法の出願人規定に関して、最先の出願として、第386条(a)若しくは第386条(b)に基づく優先権又は特許法第386条(c)に基づく先の出願の利益を受けることができるものの特許出日が追加された(第100条(注)(A)(ii))。
- ・合衆国発明法の出願人規定に関して、第386条(c)に基づく明示の言及が追加された(第100条(注)(B))。
- ・特許又は特許出願においてクレームされた発明についての「有効出願日」の定義に、「第386条(a)若しくは第386条(b)に基づく優先権又は特許法第386条(c)に基づく先の出願の利益を受けることができるもの出願日」が追加された(第100条(i)(1)(B))。

2. 特許出願について

- ・仮出願は、第386条(a)に基づく他の出願の優先権又は第386条(c)に基づく合衆国における先の出願日の利益を享受する権原を有さない旨追加された(第111条(b)(7))。
- ・発明者の宣誓又は宣言について、先にされた出願であって、所要の陳述又は代用陳述を含んでいる必要があるが、例外として、一定条件の下、第386条(c)に規定する利益を主張している特許出願が追加された(第115条(g)(1))。

3. 特許の発行について

- ・特許証の内容及び存続期間について、存続期間に「第365条(c)若しくは第386条(c)に基づき、先になされた1又は2以上の出願についての明示の言及を含んでいる場合は、それらの内の最先の出願がされた日から20年後に終了する期間を対象とする」と追加された(第154条(a)(2))。
- ・優先権について、「第386条(a)若しくは第386条(b)に基づく優先権は、特許存続期間の算定上は、考慮されないものとする」と追加された(第154条(a)(3))。
- ・合理的なロイヤルティを取得する権利について、第381条(a)(1)に定義する条約に基づき、当該条約第5条に基づいて合衆国を指定して提出された国際意匠出願に係る規定が追加された(第154条(d)(1))。

4. 国際段階について

- ・優先権；先の出願に係る出願日の利益について、合衆国を指定国とする国際出願は、「合衆国を指定国とする先の国際出願、又は合衆国を指定国とする第381条(a)(6)に定める先の国際意匠出願」の出願日の利益を享受する権原を有する旨追加された。また、先の出願日の利益を求める主張が、合衆国を指定国としているが、合衆国を原出願国としていない第381条(a)(6)に定める先の国際意匠出願を基にしている場合における長官の権限が追加された(第365条(c))。
- ・合衆国を指定国とする国際出願が、取り下げられたか又は取り下げられたとみなされ

た場合の合衆国の指定については、「第 386 条(c)に基づく先の出願日の利益を求める主張が当該取下日前に提出された合衆国を指定国とする国際意匠出願において行われていた場合」を除き、その取下日後効力を有さないものとし、また、その指定は行われなかったものとみなされる旨追加された(第 366 条)。

5. 意匠の国際登録に関するハーグ協定について

・以下、「ハーグ協定ジュネーブ改正協定」の施行に伴い、「定義」(第 381 条)、「国際意匠出願の要件」(第 382 条, 第 383 条)、「国際意匠出願の効果」(第 385 条-第 388 条)、「国際意匠出願の審査」(第 389 条)、「国際意匠出願の公開」(第 390 条)が新たに導入された。

改正内容：

・第100条(注) 合衆国発明法の先出願人規定

ハーグ協定施行に伴う改正。

(A) (ii) 最先の出願として、特許法第386条(a)若しくは第386条(b)に基づく優先権又は特許法第386条(c)に基づく先の出願の利益を受けることができる出願の追加。

(B) 第386条(c)に基づく明示の言及の追加。

・第 100 条 定義

ハーグ協定施行に伴う改正。

(i) (1) (B) 最先の出願として、特許法第 386 条(a)若しくは第 386 条(b)に基づく優先権又は特許法第 386 条(c)に基づく先の出願の利益を受けることができる出願の追加。

・第 111 条 出願

ハーグ協定施行に伴う改正。

(b) (7) 仮出願について、第 386 条(a)に基づく他の出願の優先権又は第 386 条(c)に基づく合衆国における先の出願日の利益を享受する権原を有さないとする規定の追加。

・第 115 条 発明者の宣誓又は宣言

ハーグ協定施行に伴う改正。

(g) (1) 例外として第 386 条(c)に規定する利益を主張している特許出願を追加。

・第154条 特許証の内容及び存続期間；仮の権利

ハーグ協定施行に伴う改正。

(a) (2) 第 386 条(c)に基づき、先になされた 1 又は 2 以上の出願についての明示の言及を含んでいる場合の追加。

(a) (3) 第 386 条(a)若しくは第 386 条(b)に基づく優先権の追加。

(d) (1) 第 381 条(a) (1)に定義する条約に基づき、当該条約第 5 条に基づいて合衆国を指定して提出された国際意匠出願の追加。

・第 365 条 優先権；先の出願に係る出願日の利益

ハーグ協定施行に伴う改正。

(b) 「合衆国を指定国とする第 381 条(a) (6)に定める先の国際意匠出願」及び「合衆国を指定国としているが、合衆国を原出願国としていない第 381 条(a) (6)に定める先の国際意匠出願」の追加。

・第 366 条 国際出願の取下

ハーグ協定施行に伴う改正。

「第 386 条(c)に基づく先の出願日の利益を求める主張が当該取下日前に提出された合衆国を指定国とする国際意匠出願において行われていた場合」及び「第 386 条(a)若しくは(b)に基づく優先権主張」の追加。

・第 381 条 定義

ハーグ協定施行に伴う新規定。

・第 382 条 国際意匠出願の提出

ハーグ協定施行に伴う新規定。

・第 383 条 国際意匠出願

ハーグ協定施行に伴う新規定。

・第 385 条 国際意匠出願の効力

ハーグ協定施行に伴う新規定。

・第 386 条 優先権

ハーグ協定施行に伴う新規定。

・第 387 条 所定の期限に由来する救済

ハーグ協定施行に伴う新規定。

・第 388 条 取り下げられた又は放棄された国際意匠出願

ハーグ協定施行に伴う新規定。

・第 389 条 国際意匠出願の審査

ハーグ協定施行に伴う新規定。

・第 390 条 国際意匠出願の公開

ハーグ協定施行に伴う新規定。